

兵庫県公報

平成20年 3月25日 火曜日 第 1964 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
平成9年兵庫県告示第443号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)の一部改正(県民情報センター).....	1
救急病院の認定(医務課).....	2
平成20年度調理師試験の実施(生活衛生課).....	2
平成20年度製菓衛生師試験の実施(同).....	3
生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等(社会援護課).....	5
生活保護法に基づく指定介護機関の指定等(同).....	7
生活保護法に基づく指定施術担当機関の指定(同).....	10
昭和43年兵庫県告示第1189号(民生委員・児童委員の定数等)の一部改正(同).....	10
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	10
土地改良区の定款の変更認可(同).....	12
土地改良区の解散認可(同).....	12
土地改良区清算人の就任の届出(同).....	12
県営土地改良事業の換地処分(同).....	13
市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧(同).....	13
土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出(同).....	13
家畜の検査の実施(畜産課).....	13
同上(同).....	14
同上(同).....	17
牛の炭そ予防注射の実施(同).....	18
土地収用法に基づく事業の認定(起業者 たつの市)(用地課).....	18
神戸国際港都建設計画道路事業の事業計画の変更認可(道路計画課).....	20
同上(同).....	21
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	21
同上(同).....	21
同上(同).....	22
同上(同).....	22
同上(同).....	23
道路の区域の変更、供用開始等(同).....	23
同上(同).....	23
昭和50年兵庫県告示第360号(河川区域の指定)の一部改正(河川整備課).....	24
昭和60年兵庫県告示第241号洲本都市計画下水道事業洲本市公共下水道の事業計画の変更認可(下水道課).....	24
都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等(まちづくり課).....	24
同上(同).....	26
道路の位置指定(建築指導課).....	29
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(まちづくり課).....	29
大規模小売店舗の新設に関する届出(同).....	30
大規模小売店舗の変更に関する届出(東播磨県民局).....	31
正 誤	
平成20年3月4日付け兵庫県公報第1958号中.....	32

告 示

兵庫県告示第285号

平成9年兵庫県告示第443号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)の一部を次のように

改正し、平成20年 2月20日以後に実施する試験等から適用する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

兵庫県立大学看護学部一般入学者選抜	総合得点（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日の属する月の翌月の1日から1月間	兵庫県立大学看護学部
-------------------	---------------------	------------------------	------------

」

を

「

兵庫県立大学看護学部一般入学者選抜	総合得点	合格発表の日の属する月の翌月の1日から1月間	兵庫県立大学看護学部
-------------------	------	------------------------	------------

」

に、

「

兵庫県立大学附属中学校入学者選考	総合判定	合格発表の日の翌日から1月間	兵庫県立大学附属中学校
歯科技工士試験	総合得点	同 上	医務課

」

を

「

兵庫県立大学附属中学校入学者選考	総合判定	同 上	兵庫県立大学附属中学校
歯科技工士試験	総合得点	合格発表の日から1月間	医務課

」

に改める。

兵庫県告示第286号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 濟生会兵庫県病院
 所 在 地 神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号
 認 定 年 月 日 平成19年4月8日
 認定の有効期限 平成22年4月7日

兵庫県告示第287号

調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により、平成20年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成20年 7月13日（日）午後 1時から午後 3時まで

2 試験場所

神戸市、姫路市、伊丹市、加古川市、豊岡市、篠山市及び洲本市

なお、詳細については、受験票により出願者に通知する。

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、次に掲げる施設又は営業で2年以上調理業務に従事した者

(1) 寄宿舍、学校、病院等の施設であって、飲食物を調理して供与（1回20食以上または1日50食以上）する者

(2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業及びそうざい製造業

5 出願手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康生活部健康局生活衛生課及び各県民局県民生活部健康福祉事務所（但馬県民局にあつては、但馬長寿の郷の各健康福祉事務所）並びに神戸市（各衛生監視事務所）姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所（以下これらを「受付機関」という。）において平成20年4月から配布する。

イ 学校教育法第57条に規定する者等であることを証する書類 1通

ウ 調理業務従事証明書（2年以上の調理実務経験を有することを証するもの） 1通

エ 写真 1枚

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、名刺型のものとし、所定の台紙に貼り付けること。

なお、上記イ及びウの書類に記載されている氏名等が願書提出時の氏名等と異なるときは、当該書類のほか、戸籍の謄本又は抄本等を提示すること。

(2) 提出期間

平成20年5月12日（月）から同月19日（月）までの午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(3) 提出先

ア 就業地又は住所地を管轄する受付機関（兵庫県健康生活部健康局生活衛生課を除く。）

イ 就業地及び住所地がともに県外にある者は、兵庫県健康生活部健康局生活衛生課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 手数料

6,100円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

6 合格者の発表

平成20年8月18日（月）午前10時から、各受付機関において、合格者の受験番号を掲示する。

7 試験についての問い合わせ先

(1) 各受付機関〔県民局県民生活部健康福祉事務所（但馬県民局にあつては、但馬長寿の郷の各健康福祉事務所）神戸市（各衛生監視事務所）姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所〕

(2) 兵庫県健康生活部健康局生活衛生課食品衛生係
電話（078）362 - 3257

兵庫県告示第288号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、平成20年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成20年 7月13日（日）午後 1時から午後 3時まで

2 試験場所

神戸市、姫路市、伊丹市、加古川市、豊岡市、篠山市及び洲本市

なお、詳細については、受験票により出願者に通知する。

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学並びに製菓理論及び実技に関する筆記試験。ただし、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち、製菓理論及び実技に関する筆記試験の免除を受けることができる。

4 受験資格

次のいずれかの一に該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) (1)及び(2)以外の者で、法の施行(昭和41年12月26日)の際、現に菓子製造業に従事しており、その期間が法の施行の日において、3年を超えている者又は法の施行の日後3年を超えるに至った者

5 出願手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康生活部健康局生活衛生課及び各県民局県民生活部健康福祉事務所（但馬県民局にあっては、但馬長寿の郷の各健康福祉事務所）並びに神戸市（各衛生監視事務所）姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所（以下これらを「受付機関」という。）において平成20年4月から配布する。

イ 次表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定める提出書類 1通

区 分	提 出 書 類
上記4(1)に該当する者	厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該施設の長の証明書又は卒業証書（写し）(卒業証書（写し）の場合は原本を提示すること。)
上記4(2)に該当する者	(7) 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業証書（写し）(卒業証書（写し）の場合は原本を提示すること。) (1) 菓子製造業務従事証明書
上記4(3)に該当する者	菓子製造業務従事証明書

なお、上記提出書類に記載されている氏名等が願書提出時の氏名等と異なるときは、当該書類のほか、戸籍の謄本又は抄本等を提示すること。

ウ 写真 1枚

出願前3月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、名刺型のものとし、所定の台紙に貼り付けること。

(2) 提出期間

平成20年5月12日（月）から同月19日（月）までの午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(3) 提出先

ア 就業地又は住所地を管轄する受付機関（兵庫県健康生活部健康局生活衛生課を除く。）

イ 就業地及び住所地がともに県外にある者は、兵庫県健康生活部健康局生活衛生課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 手数料

9,400円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

6 合格者の発表

平成20年8月18日（月）午前10時から、各受付機関において、合格者の受験番号を掲示する。

7 試験についての問い合わせ先

- (1) 各受付機関〔県民局県民生活部健康福祉事務所（但馬県民局にあっては、但馬長寿の郷の各健康福祉事務所）並びに神戸市（各衛生監視事務所）、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所〕
- (2) 兵庫県健康生活部健康局生活衛生課食品衛生係
電話（078）362 - 3257

兵庫県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療扶助のための医療を担当する機関として指定したものの、同法第55条において準用する同法第49条の規定により医療扶助のための施術を担当するものとして指定したものの、同法第50条の2の規定により指定医療機関で名称等の変更及び廃止した旨の届出のあったもの、同法第51条第1項の規定により指定医療機関で辞退した旨の届出のあったものは、次のとおりである。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定医療機関に指定したもの

名称	所在地	開設者	指定年月日
フォレスト薬局武庫川店	尼崎市武庫川町4丁目18番7号	株式会社モリハラコーポレーション	平成19年11月1日
さわだ整形外科	同 市塚口町1丁目12-8 青山塚口ビル2F	澤田元幸	同 年10月1日
わかかさ診療所	同 市西川2丁目34-5	阪神医療生活協同組合	同 年12月1日
ひょうご訪問看護尼崎	同 市南塚口6-2-23 2階	有限会社ひょうごホームナースィング研究センター	同 年10月1日
みずき薬局	明石市二見町西二見1994 15	有限会社アシスト	同 年4月1日
ふかもり眼科	同 市大蔵谷字狩口181 8あおばビル2F	深森史子	同 年11月1日
ゆう薬局魚住店	同 市魚住町西岡123-8	有限会社ダイサク	同 年12月1日
オカノ薬局本店	同 市大明石町1丁目5-25	有限会社オカノ薬局	同
医療法人双葉会西江井島病院	同 市大久保町西島653	医療法人双葉会	平成19年9月1日
真野歯科医院	西宮市羽衣町5番17号101	医療法人社団充社会	同 年10月1日
訪問看護ステーションふくろう	同 市甲子園浦風町7-13	医療法人社団有晃会	同
とおる歯科	同 市塩新町8番地エコールなじお5F	奥田徹	平成19年10月9日
志水リウマチ科・内科診療所	同 市安井町4-3	志水正敏	同 年11月1日
はら歯科医院	伊丹市安堂寺町7丁目1番地	原健太郎	同
はながき皮フ科・形成外科クリニック	豊岡市野田149-3	花垣博史	平成19年12月1日
中沢医院	同 市出石町本町66	中澤洋	同 年11月1日
かみや薬局	同 市日高町岩中212-3	神谷秀和	同 年5月10日

ゴダイ調剤薬局豊岡千代田店	同 市千代田町1 - 17	ゴダイ株式会社	同 年11月1日
いちご薬局	三木市福井3丁目16 - 17	有限会社すえひろ薬局	同 年8月1日
福地眼科	川西市清和台東3丁目1番8号ガーデンモール清和台	福地俊雄	同 年12月1日
どばしクリニック	同 市清和台東3丁目1番8号ガーデンモール清和台2F	土橋正樹	同
さいとう眼科	同 市栄根2 - 6 - 32Vビル4F	斉藤喜博	平成19年11月1日
中田内科クリニック	三田市駅前町1番38号JR三田駅NKビル3階	中田淳	同 年10月10日
あしざわ歯科医院	同 市三輪2丁目1 - 11	芦澤靖	同 月11日
槻の木心療内科	同 市弥生が丘1丁目11番フラワータウン駅ビル503	大槻不二比古	平成19年11月1日
貴志ひまわり薬局	同 市貴志80 - 1	有限会社ミヤモト薬局	同 年10月1日
ゴダイ薬局篠山店	篠山市東吹410 - 1	ゴダイ株式会社	同 年11月8日
平山こども医院	南あわじ市榎列上幡多1428 - 1	医療法人社団平山こども医院	同 年1月1日
あゆみ薬局	加古郡稲美町国岡2丁目9番地の16	株式会社ロイヤルサイエンス	同 年11月1日
コスモクリニック	同 郡同 町国岡2丁目9番地の7	医療法人社団奉志会	同
薬局ファミリーファーマシー	佐用郡佐用町三日月字中町277 - 2	株式会社エフピー	平成19年12月1日

2 指定施術者に指定したもの

名 称	所在地	施術者	指定年月日
接骨院爽美館	尼崎市南塚口町2丁目1 3さんさんタウン3番館4F	辻本茂	平成19年11月1日
おおはら整骨院	揖保郡太子町東保271 - 1	大原健太	同 年10月22日
くがい接骨院	同 郡同 町蓮常寺字豆田281	陸井成祐	同 月8日

3 指定医療機関で名称等の変更のあったもの

名 称	所在地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後
小串医院	西宮市田代町19番1号	平成19年10月15日	事業所名	小串外科クリニック	小串医院
朱歯科クリニック	加古郡播磨町野添1 - 14	同 年11月5日	行政による住居表示変更	加古郡播磨町野添1 - 14	加古郡播磨町西野添1丁目1番10号

明姫診療所	同 郡同 町野添3丁目48番地	同	同 上	同 郡同 町野添3丁目48番地	同 郡同 町西野添3丁目17番6号
医療法人社団水田歯科医院	同 郡同 町野添4 - 19	同	同 上	同 郡同 町野添4 - 19	同 郡同 町西野添4 - 2 - 22
有限会社アサヒ薬局	同 郡同 町野添1丁目194	同	同 上	同 郡同 町野添1丁目194	同 郡同 町西野添1丁目14 - 6

4 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
豊田歯科医院	尼崎市西難波町4 - 6 - 37松尾ビル2階	豊田忠	平成19年10月31日
みずき薬局	明石市二見町西二見2030 - 1	有限会社アシスト	同 年 3月31日
桑田産婦人科	同 市旭が丘18 - 17	桑田恒義	同 年 6月30日
真野歯科医院	西宮市羽衣町5 - 17フォレスト夙川101	真野匡史	同 年 9月30日
内科・小児科 森野医院	同 市田代町10番23号	森野義明	同 月 1日
ファースト薬局	伊丹市西野1丁目76番地	有限会社ファースト企画	平成19年10月31日
中沢医院	豊岡市出石町本町66	中澤洋	同
さくらんぼ薬局	同 市千代田町1 - 17	有限会社由良薬局	同
神谷歯科診療所	宝塚市小林5 - 5 - 32	神谷弘祐	平成19年 9月30日
貴志ひまわり薬局	三田市貴志80 - 1	有限会社リパティ	同
越川医院	丹波市氷上町石生777	越川裕正	平成19年10月31日
平山こども医院	南あわじ市榎列上幅多1428 - 1	平山毅	平成18年12月31日
あさひ診療所	加古郡稲美町国安1256	医療法人社団奉志会	平成19年10月31日
小林医院	美方郡新温泉町浜坂2584 - 1	小林敬一郎	同

5 指定医療機関で辞退した旨の届出のあったもの

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
星野耳鼻咽喉科医院	西宮市田中町3番1号エイヴィスプラザ2F	医療法人社団星野耳鼻咽喉科医院	平成19年10月1日

兵庫県告示第290号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関として指定したものと併同法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関で名称等の変更、廃止した旨の届出のあったものは、次のとおりである。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定介護機関に認定したもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	サービス種類(居宅介護・施設介護等)	指定年月日
訪問入浴介護ゆうわ	尼崎市武庫之荘1-6-1武庫之荘ビル3階	ケアエンタープライズ株式会社	尼崎市昭和通3丁目90-1新星和尼崎ビル3階	訪問入浴介護	平成19年9月1日
デイサービスいぶき	同 市浜田町5丁目23番地1号オーパス浜田1階	株式会社有優癒	大阪市西淀川区大和田1-4-22	通所介護、介護予防通所介護	同 年11月15日
ヘルパーセンター成徳	同 市崇徳院3-44	株式会社清蔵	尼崎市崇徳院3-44レオパレスオリンピア1F	訪問介護、介護予防訪問介護	同
ヘルパーステーション「花101」	同 市大庄西町4丁目6番23号	有限会社サンケア101	同 市大庄西町4丁目6番23号	訪問介護、介護予防訪問介護	平成19年10月15日
介護センターのぞみ	同 市武庫元町2丁目19-9	有限会社すまいる	同 市常吉1丁目12番1-306号	介護予防訪問介護	同 年8月23日
ハッピー・ケイ	明石市大久保町大窪1921-1クレージュ山手205号	株式会社ジョイ	神戸市垂水区宮本町1-28	訪問介護、介護予防訪問介護	平成19年11月1日
メディケアシステムケアプランセンター	西宮市小松西町1-1-25	株式会社プライムワン	尼崎市立花町1丁目23番26号	居宅介護支援	同 年9月1日
ケアサポート天意	同 市山口町名来2丁目23番33号トゥインクル華201号室	有限会社ステラ	西宮市甲陽園目神山町27番31号	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年10月1日
デイサービスセンター甲武171	同 市大島町6-13	有限会社いきいき	尼崎市大島1丁目4-1	通所介護、介護予防通所介護	同
西宮リハビリ訪問看護センター	同 市段上町2-19-19	株式会社あらたか	西宮市段上町2-19-19	訪問看護、介護予防訪問看護	平成19年9月1日
ヒューマンライフケア甲子園の湯	同 市上甲子園4丁目9番66号ジークレフ上甲子園	ヒューマンリソシア株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号	居宅介護支援	同 年10月1日
居宅介護支援事業所萌花甲子園	同 市甲子園6番町15番9号	株式会社メディカル神戸	西宮市甲子園六番町14番25号	居宅介護支援	同 月17日
グリーンハウス在宅介護支援センター	相生市若狭野雨内800番146	グリーンハウス在宅介護支援センター	相生市若狭野雨内800番146	居宅介護支援	平成19年7月1日
日本調剤赤穂薬局	赤穂市中広1095-2	日本調剤株式会社	東京都中央区八重洲2丁目8番1号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年11月1日
アンポートケアプランセンター	宝塚市川面4丁目9-5酒谷ハイツ2B	株式会社クオリティ	宝塚市川面4丁目9番5号	居宅介護支援	同
クオリティヘルパーステーション	同 上	同 上	同 上	訪問介護、介護予防訪問介護	同
ケアステーション双愛プラス	宝塚市末広町2-8	有限会社ビューアツリー	宝塚市末広町1-30	居宅介護支援	平成19年10月31日
有限会社恵友会ケアプランセンターリアン	同 市中筋8丁目13番5号	有限会社恵友会	伊丹市南本町2-1-14	居宅介護支援	同 年11月1日
居宅介護支援事業所みきやま	三木市大塚1丁目5番89号	医療法人社団和敬会	三木市大塚1丁目5番89号	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	同 年10月15日

さざんかデイサービスセンター	同 市吉川町大沢361 - 2	社会福祉法人吉川福祉会	同 市吉川町大沢361 - 2	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	同 年11月13日
地域密着型特別養護老人ホーム常寿園	高砂市北浜町牛谷718 - 58	社会福祉邦人常寿会	高砂市北浜町牛谷721 - 1	地域密着型介護老人福祉施設	同 年12月 1日
ほのぼの訪問介護ステーション	同 市春日野町 7番21号	ほのぼの訪問介護ステーション	同 市春日野町 7番21号	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年11月15日
貴志ひまわり薬局	三田市貴志80 - 1	有限会社ミヤモト薬局	三木市本町 1丁目 3 - 13	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年10月 1日
オリーブ加西土井病院訪問看護ステーション	加西市北条町横尾字大坪150 - 1	医療法人社団栄宏会	小野市復井町字中ノ池1723 - 2	訪問看護、介護予防訪問看護	同 月19日
株式会社ソフトライフ	南あわじ市市円行寺532 - 7	株式会社ソフトライフ	南あわじ市市円行寺532 - 7	特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	平成19年 8月 4日
小規模多機能施設風らん	同 市賀集八幡字中山541 - 7	社会福祉法人淡路島福祉会	同 市八木寺町373 - 1	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	同 年11月 1日
介護ショップふじもと	朝来市和田山町玉置136番地	有限会社藤本家具	朝来市和田山町玉置136番地	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	同
介護ショップふじもと	同 上	同 上	同 上	福祉用具販売、介護予防福祉用具販売	平成19年11月 8日
上郡町社会福祉協議会訪問介護事業所	赤穂郡上郡町上郡1645 - 5	社会福祉法人上郡町社会福祉協議会	赤穂郡上郡町上郡1645 - 5	介護予防訪問介護	同 年 9月27日
上郡町地域包括支援センター	同 郡同 町大持278	上郡町長	同 郡同 町大持278	地域包括支援センター	同 年11月 1日
薬局ファミリーファーマシー	佐用郡佐用町三日月字中町277 - 2	株式会社エフピー	神戸市長田区二葉町10丁目 1 - 25	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年12月 1日
こぶしの里訪問介護事業所	美方郡香美町小代区神水638番地	社会福祉法人みかたこぶしの里	美方郡香美町小代区神水638番地	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年 9月 1日

2 指定介護機関で名称等の変更のあったもの

名 称	所在地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後
デイサービスC H I A K I ほおずき播磨町	加古郡播磨町二子817 - 1	平成19年11月13日	事業所名	デイサービスC H I A K I ほおずき播磨町	デイサービスC H I A K I ほおずき播磨
			行政による住居表示変更	加古郡播磨町二子817 - 1	加古郡播磨町東野添 2丁目18番6号

3 指定介護機関で廃止した旨の届出のあったもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	廃止年月日	サービス種類

メディケアシステム 訪問看護・リハビリ センター西宮	西宮市小松西町1-1-25	株式会社プライムワン	平成19年9月1日	居宅介護支援
有限会社あらたか西 宮リハビリ訪問看護 センター	同 市段上町2-19-19	有限会社あらたか	同 年8月31日	訪問看護
あしや聖徳園訪問看 護ステーション	芦屋市六麓荘町3番57号	社会福祉法人聖徳園	同	訪問看護・介護予防訪問 看護
こうえい訪問看護ス テーション	加西市尾崎町字野田10番1号	医療法人社団弘秀会	平成19年10月31日	訪問看護
こぶしの里訪問介護 事業所	美方郡香美町小代区神水638番 地	社会福祉法人みかたこ ぶしの里	同 年8月31日	訪問介護・介護予防訪問 介護
訪問入浴介護ゆうわ	尼崎市武庫花1-6-1武庫 之荘ビル3階	ケアエンタープライズ 株式会社	同	訪問入浴介護

兵庫県告示第291号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定において準用する第49条の規定により医療扶助のための施
術を担当するものとして指定したものは、次のとおりである。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施術者に指定したもの

名 称	所在地	施術者	指定年月日
ゆずりは鍼灸整骨院	尼崎市武庫元町2丁目15-2	小西輝記	平成19年10月1日
くの鍼灸整骨院	同 市宮内町1-18	久野智恵	同
西崎鍼灸整骨院	同 市塚口町1-17-5コーポ佐竹102	西崎義治	平成19年10月25日
福堂鍼灸整骨院	西宮市津門宝津町12-6 i n g c a s a 西宮 1F	永尾福堂	同 月23日
たかた整骨院	伊丹市野間北6-3-27	高田裕樹	同 月26日

兵庫県告示第292号

昭和43年兵庫県告示第1189号(民生委員・児童委員の定数等)の一部を次のように改正し、平成20年4月1
日から施行する。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1及び2並びに3の表中西宮市の項を削る。

1の表中「市部計 5,713」を「市部計 5,042」に、「総計 6,333」を「総計 5,662」に改める。

2の表中「市部計 300」を「市部計 260」に、「総計 345」を「総計 305」に改める。

兵庫県告示第293号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市神出土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

藤 本 弘 繁

坊 池 孝 幸

室 山 勇

岡 部 邦 弘

花 房 利 亘

谷 端 武 司

野 口 貢 美

梶 貞 美

大 面 一 巳

辻 芳 文

大 面 隆

河 井 政 雄

穴 田 嘉 男

金 澤 久 富

谷 本 文 男

坂 口 廣 司

室 山 八 郎

加 古 敏 幸

鷲 野 健

田 中 秀 高

古 川 建 一

押 部 進

黒 田 正 彦

森 田 峯 男

竹 中 貞 良

正 井 善 雄

前 田 千 秋

近 藤 价 治

田 中 隆 雄

橋 本 博

木 村 忠 夫

溝 端 康 浩

桃 尾 博 義

住 所

神戸市西区神出町東79番地の2

同 市同区神出町東679番地の1

同 市同区神出町東908番地の1

同 市同区神出町東967番地

同 市同区神出町南159番地の2

同 市同区神出町南356番地

同 市同区神出町田井372番地

同 市同区神出町田井336番地

同 市同区神出町古神513番地

同 市同区神出町古神702番地

同 市同区神出町勝成41番地

同 市同区神出町五百蔵88番地の9

同 市同区神出町広谷520番地の1

同 市同区神出町広谷167番地の3

同 市同区神出町広谷168番地の1

同 市同区神出町北438番地の1

同 市同区神出町北93番地

同 市同区神出町紫合637番地

同 市同区神出町紫合670番地の3

同 市同区神出町紫合240番地の1

同 市同区神出町紫合491番地の1

同 市同区神出町宝勢1914番地の1

同 市同区神出町宝勢1813番地

同 市同区神出町池田384番地の1

同 市同区神出町宝勢1569番地の1

同 市同区神出町宝勢313番地

同 市同区神出町宝勢290番地

同 市同区神出町宝勢1354番地

同 市同区神出町宝勢963番地

同 市同区岩岡町岩岡1871番地

同 市同区神出町田井825番地の2

同 市同区神出町東648番地

同 市同区神出町宝勢496番地

住 所

神戸市西区神出町東79番地の2

同 市同区神出町東679番地の1

同 市同区神出町東967番地

同 市同区神出町東887番地

同 市同区神出町南159番地の2

同 市同区神出町南356番地

同 市同区神出町田井372番地

同 市同区神出町田井336番地

同 市同区神出町古神513番地

同	辻 芳 文	同	市同区神出町古神702番地
同	大 面 隆	同	市同区神出町勝成41番地
同	河 井 政 雄	同	市同区神出町五百蔵88番地の9
同	穴 田 嘉 男	同	市同区神出町広谷520番地の1
同	金 澤 久 富	同	市同区神出町広谷167番地の3
同	谷 本 文 男	同	市同区神出町広谷168番地の1
同	坂 口 廣 司	同	市同区神出町北438番地の1
同	室 山 八 郎	同	市同区神出町北93番地
同	加 古 敏 幸	同	市同区神出町紫合637番地
同	鷲 野 健	同	市同区神出町紫合670番地の3
同	田 中 秀 高	同	市同区神出町紫合240番地の1
同	竹 原 卓 彦	同	市同区神出町紫合196番地の1
同	押 部 進	同	市同区神出町宝勢1914番地の1
同	黒 田 正 彦	同	市同区神出町宝勢1813番地
同	森 田 峯 男	同	市同区神出町池田384番地の1
同	竹 中 貞 良	同	市同区神出町宝勢1569番地の1
同	正 井 善 雄	同	市同区神出町宝勢313番地
同	桃 尾 勘 爾	同	市同区神出町宝勢449番地
同	田 中 隆 雄	同	市同区神出町宝勢963番地
同	中 崎 爲 雄	同	市同区神出町宝勢1205番地
同	中 村 壽美夫	同	市同区岩岡町岩岡1964番地の2
監 事	木 村 忠 夫	同	市同区神出町田井825番地の2
同	溝 端 康 浩	同	市同区神出町東648番地
同	藤 田 幹 男	同	市同区神出町宝勢389番地の1

兵庫県告示第294号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
琴池土地改良区	平成20年 3月 6日

兵庫県告示第295号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
金剛寺土地改良区	平成20年 3月 3日

兵庫県告示第296号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

金剛寺土地改良区

氏 名	住 所
北 垣 篤 二	豊岡市金剛寺341番地
小 川 勇	同 市山本60番地
松 村 勝 己	同 市金剛寺369番地
松 村 明 人	同 市金剛寺419番地
幸 岡 康 夫	同 市金剛寺340番地
山 根 春 幸	同 市山本 3 番地
西 登 己 夫	同 市船町87番地の 1

兵庫県告示第297号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成20年3月12日県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)淡河地区鳴川工区の換地処分をした。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第298号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
丹波市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備)	山崎地区	平成20年3月25日から 同年4月14日まで	丹波市役所

兵庫県告示第299号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町 名 称	地 区 名
神 崎 郡 市 川 町	東 川 辺 地 区

兵庫県告示第300号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため

2 実施の区域

県内全域

3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24か月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

4 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) 酵素免疫測定法
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

兵庫県告示第301号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 搾乳の用に供する牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施の区域

神戸市北区、明石市、加古川市、伊丹市、三木市、加古郡稲美町、加西市、たつの市、宍粟市、相生市、赤穂市、赤穂郡、佐用郡、豊岡市(平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域)、丹波市、南あわじ市(平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。)

(3) 実施の対象となる牛の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

(4) 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア ツベルクリン検査
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛
- エ その他家畜防疫員が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア ツベルクリン検査
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

3 牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の2割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

4 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市西区、宝塚市、伊丹市、川西市、三田市、姫路市、小野市、西脇市、加東市、神崎郡市川町、同郡福崎町、多可郡、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、篠山市、養父市、朝来市、洲本市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、淡路市

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

(4) 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 酵素免疫測定法

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ ヨーニン検査

オ 細菌検査

5 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

エ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛の母牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

オ その他家畜防疫員が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 酵素免疫測定法

- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査
- エ ヨーニン検査
- オ 細菌検査

6 馬伝染性貧血検査

- (1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼育している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
- (4) 実施の期日
平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 寒天ゲル内沈降反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査

7 豚のオーエスキー病検査

- (1) 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚のおおむね 1割を年 2回
- (4) 実施の期日
平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア ラテックス凝集反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - エ 中和抗体測定法
 - オ 酵素免疫測定法

8 鶏のひな白痢検査

- (1) 実施の目的
鶏のひな白痢の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のおおむね 1割
- (4) 実施の期日
平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 急速凝集反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査

9 県外に移動しないみつばちの腐そ病検査

- (1) 実施の目的
みつばちの腐そ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三

田市、川辺郡、加古郡、姫路市、加西市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、篠山市、丹波市、淡路市

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

定飼(県域で転飼するものを含む。)しているみつばちのうち、蜂場ごとに飼育蜂群数が、10群以下の場合には全群、11群以上49群以下の場合には10群以上、50群以上の2割以上の蜂群

(4) 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

イ 脱脂乳による検査

ウ 細菌検査

10 県外に移動するみつばちの腐そ病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐そ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県域を越えて移動するみつばち

(4) 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

イ 脱脂乳による検査

ウ 細菌検査

兵庫県告示第302号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 1,000羽以上飼養する養鶏農場で、採卵の用に供し又は供する目的で飼育している鶏及びこれらと同一施設内で飼育している鶏のうち家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏

イ その他家畜防疫員が必要と認めた鶏

(4) 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)

イ ウイルス分離検査

ウ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱、ブルータンク検査

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

エ イバラキ病

オ 牛流行熱

カ ブルータング

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)

(4) 実施の期日

平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

(5) 検査の方法

ア ブルータング以外の疾病については、マイクロプレート法による中和試験

イ ブルータングについては、寒天ゲル内沈降反応

兵庫県告示第303号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、牛の所有者に対し牛の炭そ予防注射を受けることを命ずる。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、家畜防疫員が注射を不相当と認めたものを除く。

(2) その他家畜防疫員が必要と認めた牛

4 実施の期日

平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

5 注射の方法

炭そ予防液の皮下注射

兵庫県告示第304号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 起業者の名称

たつの市

2 事業の種類

地域振興施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県たつの市御津町室津字七曲り地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

地域振興施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件をすべて充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第29号に掲げる「自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 第20条第2号要件について

本件事業の起業者であるたつの市は、専任職員を配置して組織体制を整備し、平成19年度予算における当該事業費を計上しているとともに、関係機関の意見によれば自然公園法第9条第2項に規定する公園事業の執行に係る環境大臣の同意を得られる見込みが確実であると認められることから法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業の起業地が存するたつの市御津町室津は、瀬戸内海国立公園にあり、歴史的な町並みが残る観光地であるとともに同市の水産物の拠点である。しかし、多くの観光資源を有しながら、地域全体の魅力が十分に発信されていないこと、一つ一つの観光資源の集客力に限界があることから、近隣の観光地に比べて観光客が少ない状況にある。また、水産業は、陸揚金額が減少傾向にあり、水産地としての室津の名前を高めることにより水産物の価格の安定と販路の拡大を図り、安定した経営基盤を確立することが求められている。

本件事業は、室津で最も交通量の多い一般国道250号の沿線において、室津の観光に関する情報提供及び地元で捕れた水産物の直売、新鮮な魚介類を使用した食事の提供、観光漁業・体験漁業などの海を活用した多彩な体験プログラムを行う地域振興施設を整備することにより、室津の地域全体の魅力や水産地としての室津の名前を情報発信するとともに、室津に新しい観光客の誘致と繰り返し訪れる観光客を確保するものであり、これにより室津の観光と水産業の振興が図られる。

さらに、施設の運営は地域住民の参画と協働により行われ、都市部からの来訪者との交流を通じて高齢化が進み失われつつある地域コミュニティの活力を再生させる効果にも大きなものがあることから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地は、海岸の宅地跡と自然の海岸を利用するものであるが、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、希少な草木類は存在せず、本件事業の施行についても、自然の海岸はそのままの姿で残され、施設から排出される汚水は下水道に接続して適切に処理されることとなっており、駐車場の一部にはヒートアイランド現象緩和や景観向上の効果が見込まれるグラスパーキングが採用されることから、環境への影響は軽微であると認められる。また、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地は、室津の水産物や地域全体の魅力を情報発信する施設の整備目的から、室津で最も交通量の多い一般国道250号沿いにあり、かつ、瀬戸内海国立公園の自然環境を観光に活かすために瀬戸内海を一望することができる場所にあることを前提に、山林と岸壁に挟まれた険しい室津の地形を考慮し、(1)社会的条件：支障物件、地域の環境及び土地利用への影響が少ないこと、(2)技術的条件：大規模な切土や海面の埋め立てを行うことなく事業に必要な平坦な土地を確保できること、(3)経済的条件：用地取得費及び工事費が妥当であること、(4)立地条件：隣接の市が整備する同種の施設と適切な間隔にあり、海を活用した多彩な体験プログラムを行う施設の機能を発揮することができる場所という条件に該当する3案の候補地を比較考量し選定されている。

その結果、支障物件が存在せず社会的条件、技術的条件を満たすとともに経済的条件、立地条件の面で最も優れた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すれば本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように、本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

従って、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を満たすものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

本件事業の起業地が存在する室津の水産業は、4(3)アで述べたとおり、陸揚金額が減少傾向にあり、安定した経営基盤を確立することが急務となっている。

従って、本件事業は、事業の緊急性という点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業の施行により整備する施設は、直売所、レストラン、体験学習室、休憩コーナー、展望広場、親水広場、駐車場、緑地、サービスヤード等のいずれについても、施設利用者の利便性や施設職員の作業効率を考慮しつつ、想定される施設利用者の人数、必要機器の数量及び規模等に応じて設計された、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっており、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、なおかつ、その範囲は適切であると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を満たすものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)で述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号に掲げる要件を全て満たすものと判断される。したがって、土地収用法第20条本文の規定に基づき、本件事業に係るたつの市からの事業認定申請に対して、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
たつの市都市建設部建設課

兵庫県告示第305号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

阪神高速道路株式会社

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設計画道路事業

1.4.2号 都市高速道路2号線

3 事業施行期間

変更前 昭和49年2月12日から平成20年3月31日まで

変更後 昭和49年2月12日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和49年建設省告示第122号、平成3年建設省告示第722号、平成4年建設省告示第50号及び平成10年建設省告示第592号の事業地のうち、兵庫県神戸市長田区南駒栄町、駒栄町2丁目、大道通5丁目、蓮宮通6丁目、大谷町2丁目、長尾町2丁目、須磨区妙法寺字禿山、字櫻原、字宮ノ下、字円満林、字ゴマ谷、字東丈夫谷、字山崎、字辻、字大津江、字小崎、字下道正川、字清水谷、車字向山、字菅ノ池、字口潰ケ谷、字奥潰ケ谷、字西山、字汁谷、字奥西山、白川台4丁目、東白川台1丁目、白川字休間ケ谷、字高座、字竹ノ下、字大尾山、字谷山坂、字北山、字幸徳、字口谷山、字高尾、字姥ケ林、字堂ノ西、字西向井、字向井坂、字池ノ谷及び北区山田町下谷上字中壺里山を削る。

(2) 使用の部分

昭和49年建設省告示第122号、昭和63年建設省告示第712号、平成3年建設省告示第712号、平成3年建設

省告示第722号、平成4年建設省告示第50号、平成7年建設省告示第1890号及び平成10年建設省告示第592号の事業地のうち、兵庫県神戸市長田区大谷町2丁目、3丁目、五位池町2丁目、五位ノ池町4丁目、長尾町1丁目、2丁目、高取山町2丁目、須磨区永楽町3丁目、禅昌寺町1丁目、2丁目、妙法寺字高取山、字禿山、字円満林、字イヤガ谷、字ゴマ谷、字東丈夫谷、車字奥西山、字西梨川山、白川台4丁目、6丁目、東白川台1丁目、2丁目、白川字休間ヶ谷、字向井坂及び横尾2丁目を削る。

兵庫県告示第306号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
阪神高速道路株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設計画道路事業
1.4.1号 都市高速道路1号線
- 3 事業施行期間
変更前 平成4年1月14日から平成20年3月31日まで
変更後 平成4年1月14日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし

兵庫県告示第307号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 3 号	川西市東畦野1丁目56番1から 同 市東畦野1丁目56番2まで	旧	23.0から 23.0まで	15.0	
		新	23.0から 25.0まで	15.0	

兵庫県告示第308号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路神河線	姫路市夢前町置本字清水400番1から 同 市夢前町宮置字寺前7番4まで	旧	7.0から 21.0まで	369.0	
		新	8.0から 28.0まで	369.0	
県道 三木穴栗線	姫路市夢前町神種字中田991番1から 同 市夢前町神種字中田1020番2まで	旧	10.0から 19.0まで	104.0	一部 予定地
		新	12.0から 22.0まで	104.0	

兵庫県告示第309号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 絹山市島線	丹波市市島町酒梨字三ノ丸85番1から 同 市市島町勅使字岸ノ下350番8まで	旧	4.0から 23.0まで	1,020.0	
		新	4.0から 23.0まで	1,020.0	
	丹波市市島町酒梨字三ノ丸85番1から 同 市市島町勅使字岸ノ下1409番			5.0から 23.0まで	885.0

兵庫県告示第310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 佐野仁井岩屋線	淡路市野島常盤字青利越1547番45から 同 市野島常盤字青利越1190番1まで	旧	4.0から 13.0まで	298.0	
		新	11.0から 30.0まで	293.0	

兵庫県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本灘賀集線	南あわじ市阿万西町字暮別312番1から 同 市阿万上町字南佐野2283番まで	旧	15.0から 125.0まで	2,283.0	予定地
	南あわじ市阿万西町字暮別312番1から 同 市阿万上町字南佐野2283番まで	新	15.0から 125.0まで	2,283.0	

兵庫県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月25日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 養父朝来線	養父市十二所字宮ノ上34番1から 同 市畑字城ノ下夕40番3まで	旧	2.0から 21.0まで	1,948.0	
	養父市十二所字馬場1514番3から 同 市畑字城ノ下夕40番3まで		12.0から 41.0まで	782.0	
	養父市十二所字馬場1514番3から 同 市畑字城ノ下夕40番3まで	新	12.0から 41.0まで	782.0	

兵庫県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年 3月25日から 2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 阿万福良湊線	南あわじ市阿万下町548番 1 から 同 市阿万下町298番 2 まで	旧	6.0から 17.0まで	479.0	
	南あわじ市阿万下町139番 2 から 同 市阿万下町298番 2 まで	新	8.0から 53.0まで	88.0	
県道 阿万港線	南あわじ市阿万西町字堂ノ下230番 1 から 同 市阿万西町字四反田271番 2 まで	旧	7.0から 12.0まで	277.0	
	南あわじ市阿万西町字堂ノ下230番 1 から 同 市阿万西町字堂ノ下245番 2 まで	新	8.0から 12.0まで	86.0	

兵庫県告示第314号

昭和50年兵庫県告示第360号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所に備え置いて 2週間縦覧に供する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中、第16号図の一部を改める。

兵庫県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和60年兵庫県告示第241号洲本都市計画下水道事業洲本市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年 3月28日から平成24年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

兵庫県告示第316号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第 5 項において準用する条例第 5 条第 8 項の規定により、告示する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
朝臣地区	たつの市御津町朝臣字オノ木、庄ノ内、朔日田、樋ノ口、山田ノ前、大覚寺、加家、北ノ防、堤添、浅地、庵ノ原、辻、萬燈、山田ノ上、宮ノ上、上ノ山及び妙泰の各一部	別図のとおり	平成20年 3月25日
岩見地区	たつの市御津町岩見字下前田、出口、前田、西畑、ヲサル、中新田、鍵町、源次郎、八講田、横田、東立通、西立通、福田、池田、玉ノ上、東ノ町、中谷、西大門、西谷、東ノ前、カイノモト、立箴、神ノ木、上ノ山、東溝ヶ谷、藪ノ内、西溝ヶ谷、北峠、東家ノ上、西家ノ上、家ヶ浜、浜屋敷、蛭子ノ本、南峠、奥ノ池、宮ノ下、向イ、清水、南新田、池尻及び新地の各一部並びに室津字七曲りの一部	同 上	同
釜屋地区	たつの市御津町釜屋字寅浜新田、西寅浜新田、北浜新田、掛下り及び南新田の各一部	同 上	同
黒崎地区	たつの市御津町黒崎字福德、前田、北前田、南居屋敷、東浜黒、北居屋敷、東塩浜、北塩浜、西塩浜、中塩浜、南塩浜、西浜、南西浜、西新田、切戸、浜之内、綾部下、唐崎、向山、萬燈、池ノ上、狭間谷、池ノ戸、武山、東武山、磯浦、折敷谷、綾部及び基山の各一部	同 上	同
苅屋地区	たつの市御津町苅屋字桜垣内、菰田、裏ノ田、前新田、子畑、新田川原及び成山新田の各一部	同 上	同
中島地区	たつの市御津町中島字岩崎、戌亥田、磨谷、八反田、石ヶ坪、博塚、南山、丁田、藤ノ木、前田、上吉気、下吉気、横枕、西前田、本無、鍵田、下山王、南吉気及び上山王の各一部	同 上	同
碓岩地区	たつの市御津町碓岩字ウツ輪、赤坂及び前山の各一部	同 上	同
室津地区	たつの市御津町室津字壱町目、弐町目、三町目、四町目、五町目、六町目、七町目、八町目、二ノ丸、城山、日和山、藻振、燈籠堂、長浜、城ノ	同 上	同

	越、池ノ浜、正法寺山、辨天ヶ端、 奥長老ヶ谷及び大浦の各一部		
吉島地区	たつの市新宮町吉島字日焼の一部	同 上	同

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及びたつの市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第317号

都市計画法施行条例(平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。)第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
西有年地区	赤穂市西有年字宮原、田代、畑ヶ田、木ノ目池内、玄形、平田、堂免、日和田、垣内田、原、久保、北、出口、池田、往来北、外垣内、砂場、香山、土井、往来南、柳元、小山下、カウゲ田、横山、塚ノ元、野々宮、宮東、長畑、碑田、遠古殿、横手、興井谷口、堂場ヶ市、東山、中ノ谷、大山峠南、柳谷及び向山の各一部	別図のとおり	平成20年 3月25日
東有年地区	赤穂市東有年字町ノ北の全部並びに上河原、中河原、アミダドウ、町ノ南、下寄戸、寄戸、山手、片山、中道、横町、頓原及び上菅生の各一部	同 上	同
有年榎原地区	赤穂市有年榎原字上所、山手、中所、前山田、山ノ下、三軒家、中溝、一軒家、山地、野田河原、下野田、上野田、野田、城山筋、川原、中道、下所、高畑ヶ及びサイカシの各一部	同 上	同
有年原地区	赤穂市有年原字東西川、西川、原、西原、上北原、中北原、山崎、田中、池ノ内、池ノ下、北畠、津村及び新ヶ鼻の各一部並びに有年牟礼字ハトカの一部	同 上	同
有年横尾地区	赤穂市有年横尾字谷口及び谷ノ東の各一部	同 上	同
有年牟礼地区	赤穂市有年牟礼字往来ノ上の全部並びに成林、上河原、垣ノ内、中嶋、天通り、前垣内、黒尾、山田前、長鼻、山田、片山、宮ノ前、西ヶ戸、龍王ノ下、ズリ、成林ノ北、ニタ又	同 上	同

	及び隠し谷の各一部並びに有年横尾字畑の一部		
中山地区	赤穂市中山字山際、高岸ノ下、堂ノ下、川久保、西山、井ノ谷、地藏下、佛石ノ下及び川東の各一部	同 上	同
周世地区	赤穂市周世字立岩、鎌倉、御蔵、菅田、清水、奥東、奥東宮ノ前、黒谷及び水木原の各一部	同 上	同
真殿地区	赤穂市真殿字蔵田、花畑、門前、門前奥、松原、後芝、堂ノ元、林ヶ谷、下原、天神下及び段ノ下の各一部並びに目坂字平里田、長田及び清水ノ上の各一部	同 上	同
高雄地区	赤穂市高雄字西山、山根、東畑、下垣内及び河原の各一部	同 上	同
目坂地区	赤穂市目坂字折戸、長田、清水ノ上、奥ノ谷、碑田山、碑田、前田、藤床、中河原、中河田、下河田及び上河田の各一部	同 上	同
木津地区	赤穂市木津字野垣内、茶屋、久保、向河下、柳、上河原、節床、段ノ上、山田、大鹿谷、南、樋詰、大石及び大工山の各一部	同 上	同
高野地区	赤穂市高野字井口、上ノ前、山ノ下、家ノ後、山花、屋敷筋、屋敷、安田、家ノ上、高関、小田、高取、立岩、八重山、田端、高臺、青及び大谷山の各一部	同 上	同
坂越地区	赤穂市坂越字毎田、小島、名切、犬尻、潮見、宮本、本町、高谷、石佛、砂山、下高谷、荒神、八祖、海雲寺、湯殿町、洞留、大柴垣及び大泊の各一部	同 上	同
浜市地区	赤穂市浜市字横土手内、西ノ山、山根及び寺内の各一部	同 上	同
砂子地区	赤穂市砂子字後山の一部	同 上	同
北野中地区	赤穂市北野中字下長田及び後山の各一部	同 上	同
尾崎地区	赤穂市尾崎字北ノ町、上ノ山、姥ヶ懐、尾崎谷、古江、百山、石指、東田及び清水の各一部	同 上	同

御崎地区	赤穂市御崎字三崎山、西町、間ノ山、東福浦山、東海山、寺山、中町山、中丁及び東海の各一部並びに尾崎字高臺の一部	同 上	同
加里屋地区	赤穂市加里屋字戸、天王山、天王道及び荒神臺の各一部	同 上	同
中広地区	赤穂市中広字東沖の一部	同 上	同
塩屋地区	赤穂市塩屋字東塩田、駒ヶ谷及び荒神の各一部	同 上	同
大津地区	赤穂市大津字中開地、出口、北田、奥、長坂、クホリ、スクモ塚、加賀芋、神保、権現、花垣内、荒前、中田及び船渡の各一部	同 上	同
木生谷地区	赤穂市木生谷字村中の全部並びに三味下、東山、上ノ山、一ノ首、西之山及び向山の各一部	同 上	同
新田地区	赤穂市新田字十五軒家の全部並びに居村、釜家後、有年組、大津道ノ上、大津道ノ下、大津前、五軒家、五ノ前、十五ノ前、七軒家及び七ノ前の各一部並びに折方字山端及び寺前の各一部	同 上	同
折方地区	赤穂市折方字天王ノ下、砂子、坂井元、鷲ノ巢、石進、田中、寺前、南及び天神山の各一部	同 上	同
鷲和地区	赤穂市鷲和字天神、寝猫、田ノ浦、苗座、前田、古濱、丸山、東、脇田、向、庵濱及び野々内の各一部	同 上	同
福浦地区	赤穂市福浦字丸町、石中、奥道、宮ノ下、宮ノ元、大道、ヒラキ、川扁り、狩折、西浦、古土手西、五反田、長町、八軒屋西、八軒屋堤際道ノ上、八軒屋堤際、八軒屋後堤下及び八軒屋後の各全部並びに古池、古池北ノ谷、古池東登り、古池東、古池背戸山、黒嶺、大泊り、眞尾毛、柳ノ上、立花、朶山、背戸山、香山、安ノ奥、奥木場、住所、岡、竹ヶ濱、宮崎、五軒屋、イカタ石、古樋元、五軒屋前、古土手、東木場、堂免、窪田、中ヶ市、井ノ戸、大唐田、堂ノ元、寺ノ下、東香山、西香山、中道、太郎平前、山道、山谷、眞嶺、向ヒ、寒河田、二軒屋、八軒屋、八軒屋井	同 上	同

	戸尻、川西南、寺ノ西、新田北及び 新田南の各一部	
--	-----------------------------	--

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び赤穂市地域整備部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第318号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成20年3月25日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19淡路位置 0006号	20.3.11	洲本市納字山口1322番の一部、1331番の一部、 1332番の一部、字於才1335番5の一部	6.00	61.72
			6.00	29.45
			4.00	20.49

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市六麓荘町105番、106番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市中央区久太郎町二丁目2番7号
アートプランニング株式会社 代表取締役 寺田千代乃
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年2月26日
兵庫県指令神南(建)第1-6-2号(19芦屋)
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市新町字鷹瀬54番1、55番1、56番1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市多井田275番地2
藤本和輝
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年11月2日
兵庫県指令北播(建)第1-13号(19加東)
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
朝来市和田山町枚田字スナゴダ473番から476番まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
株式会社ケースホールディングス 代表取締役 加藤修一
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年8月6日

兵庫県指令但馬（建3）第1 - 1号（19朝来）

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べる事ができる。

平成20年 3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）姫路駅高架下商業SC
 所在地 姫路市豆腐町字万燈229ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	法人の代表者の氏名	住所
神戸SC開発株式会社	松 村 祐 一	神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号
西日本旅客鉄道株式会社	山 崎 正 夫	大阪市北区芝田二丁目4番24号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	法人の代表者の氏名	住所
株式会社ジェイアール西日本 デイリーサービスネット	別 枝 隆	大阪市北区梅田三丁目2番14号
株式会社ジュンク堂書店	工 藤 恭 孝	神戸市中央区三宮町一丁目6番18号
他未定		
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年12月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,613平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
79台
 - (2) 駐輪場の収容台数
53台
 - (3) 荷さばき施設の面積
220平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
81.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット	24時間	
株式会社ジュンク堂書店	午前7時30分	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 駐車場 午前5時30分から翌午前0時30分まで
 駐車場 午前6時30分から午後11時まで
 駐車場 午後10時から翌午前6時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

駐車場 及び駐車場 出入口 1箇所

駐車場 入口 1箇所、出口 1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成20年 3月10日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年 3月25日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年 7月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 3月25日

東播磨県民局長 大 鳥 裕 士

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西明石ビル

所在地 明石市西明石南町 1 - 4 - 11

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 川本リース株式会社

代表者の氏名 川 本 恭 司

住所 明石市王子一丁目 5 番 9 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 川本リース株式会社

代表者の氏名 川 本 正 之

住所 明石市王子一丁目 5 番 9 号

イ 変更後

名称 川本リース株式会社

代表者の氏名 川 本 恭 司

住所 明石市王子一丁目 5 番 9 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

株式会社ダイエー 高 木 邦 夫 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1

株式会社明石時計 清 瀬 明 則 明石市西明石南町 1 - 4 - 11

青 田 弘 晃 明石市大久保町松陰 446 - 1

イ 変更後

氏名又は名称	法人の代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西 見 徹	神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1

4 変更した年月日

平成19年 8月 1日

5 届出年月日

平成20年 2月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年 3月25日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年 7月25日

(2) 提出先

東播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97 - 2

正 誤

平成20年 3月 4日付け（兵庫県公報第1958号）
（二級建築士試験及び木造建築士試験実施公告）中

（ページ）	14
（行）	下から15
（誤）	設計製図の試験 同 上 同 上
（正）	設計製図の試験 神戸市兵庫区和田宮通 2 - 1 - 63 県立兵庫工業高等学校